

A2 訪問型サービス(現行相当)サービスコード表(平成27年4月1日以降に開設した事業所)

灰色は廃止、水色は新規、黄色は変更

2021年4月改定

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型サービスⅠ		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)1176単位	1,176	1月につき	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,172単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,055
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)39単位	39		1日につき
A2	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		39単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	1211	訪問型サービスⅡ		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)2349単位	2,349	1月につき	
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,342単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,106
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)77単位	77		1日につき
A2	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	1321	訪問型サービスⅢ		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)3,727単位	3,727	1月につき	
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,715単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,344
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)123単位	123		1日につき
A2	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	2411	訪問型サービスⅣ		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)268単位	268	1回につき	
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	267単位 ※1月の中で全部で4回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		240
A2	2511	訪問型サービスⅤ		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)271単位	272		1回につき
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	271単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	2621	訪問型サービスⅥ		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)287単位	287	1回につき	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	286単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		257
A2	1411	訪問型短時間サービス		事業対象者・要支援1・2 (20分未満)166単位	167		1回につき
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	166単位 ※1月につき22回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減産	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	8310	訪問型サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算		

※ 囲碁職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからトまでについて、所定単数の千分の千一に相当する単位数を制定する。